

I. 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）と協議体に期待される機能と役割

1. 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）と協議体の活動理念

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）（以下「コーディネーター」という。）や協議体が地域づくりを行うにあたり、大切にすべき活動理念があります。その一つ一つは、どのレベルで活動するコーディネーターや協議体においても共有されることが大切です。同時に、生活支援・介護予防サービス（以下「生活支援等サービス」※という。）の利用者、提供主体、行政職員等、サービスを活用・提供・推進する立場の人々にも共通に理解されるように、コーディネーターや協議体から働きかける必要があります。

コーディネーターや協議体の活動理念は、以下のとおり、（１）利用者への支援やサービスの質に関するもの、（２）地域の福祉力の形成に関するもの、（３）地域社会の持続可能性に関するものがあり、これらは相互に関係しています。

（１）利用者への支援やサービスの質に関する理念

○高齢者が地域で生きがいや役割を持ち、尊厳を保持し、高齢者が地域で自分らしい生活を送ることができるように、その人の状態に最適な生活支援等サービスの活用を支援する

○生活支援等サービスの質を担保する（役立つ、使いやすい、信頼がおける、自立や社会参加に資する、ソーシャルサポートを維持する）

（２）地域の福祉力の形成に関する理念

○地域のできるだけ多くの主体や元気な高齢者の参加を得てサービスが提供できる体制を整える

○支え上手、支えられ上手を増やす

○地域の参加を広げ、地域の力量を高める

○地域とともにサービスや活動を創出し、一緒に運営していく

（３）地域社会の持続可能性に関する理念

○皆で資源を持ち寄り、賢く効率的に財源を使う

○地域の実情や将来の介護保険制度等の姿をよく考える

※「生活支援等サービス」とは、総合事業として提供されるサービスのほか、総合事業には位置づけられていない住民主体の地域の助け合い、民間企業による市場のサービス、市町村の単独事業等を含む。

なお、一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）として行われる住民主体による通いの場と総合事業における住民主体による支援（通所型サービスBや訪問型サービスB）は連続的・一体的であることが想定される（資料1参照）ため、介護予防を含む住民主体による活動や支援体制の開発と生活支援等サービスの開発は一体的に行われる

ことが望ましい。

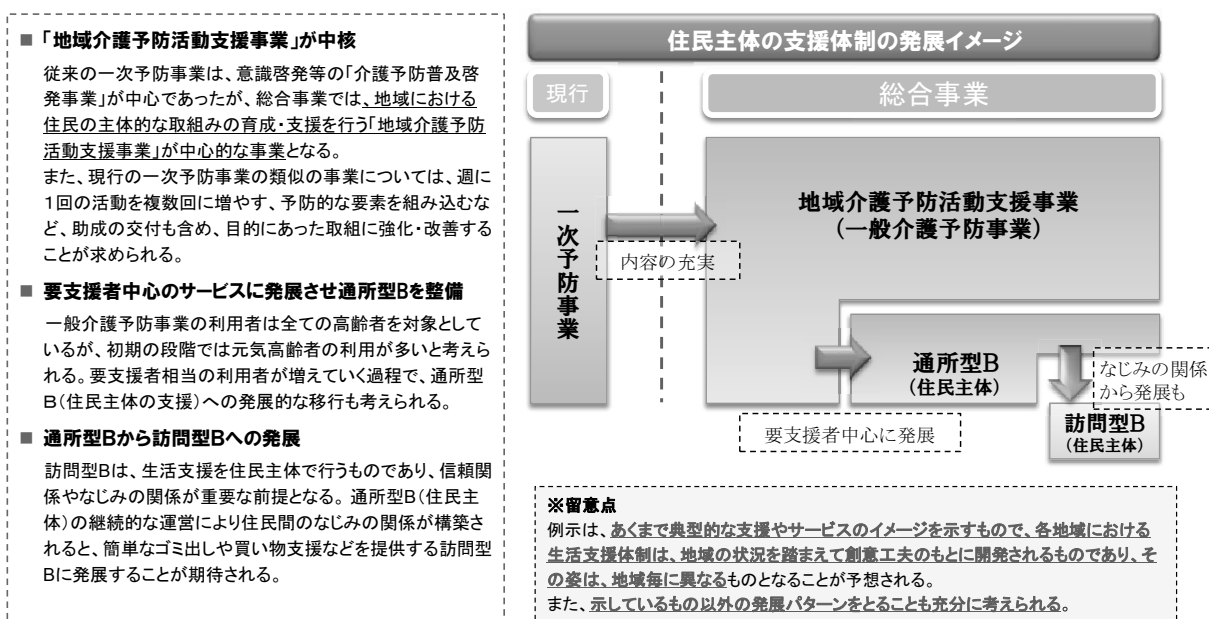
また、共生社会の推進の観点から、一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）として行われる通いの場においては、一般高齢者、障害者、子どもなども加わることができる。通所型サービスBとして行われる通いの場においても、同様の観点から、要支援者等の利用が中心となっていれば、一般高齢者、障害者、子どもなども加わることができる。

資料1

第109回市町村セミナー 三菱UFJリサーチ&コンサルティング資料

3. 地域資源の開発・発展のイメージ ①住民主体の支援体制の発展イメージ

【一次予防事業 → 一般介護予防事業 → 通所型B(住民主体) → 訪問型B(住民主体)】



Mitsubishi UFJ Research and Consulting

(1) 利用者への支援やサービスの質

まず、既存の社会資源や地域のニーズをしっかりと把握し、非営利・営利を問わず様々な主体に働きかけて、求められるサービスが提供される体制をつくります。住民主体のサービス提供を目指しつつ、民間市場のサービスも上手に使いながら広くサービスが普及することと同時に、低所得の高齢者もサービスが利用できるようにしていく必要があります。

また、役に立ち使いやすいサービス、自立や社会参加を促進する、地域との関係を切らずにソーシャルサポートを維持するなど、高齢者の尊厳を保持し、高齢者が地域で自立して自分らしい生活を送り続けることができるよう、住民と介護サービス事業者や専門職等が協働し、地域全体でサービスの質を担保することが大切です。

(2) 地域での役割づくりや社会参加と地域の福祉力の形成

支援を必要とする利用者に最適なサービスを提供できるように、できるだけ多くの地域の主体や元気な高齢者の参加を得て生活支援等サービスが提供できる体制や基盤をつくつ

ていくことが基本です。

地域包括ケアシステムの構築においては、住民参加による支え合いの仕組みづくり、地域づくりが目指されています。逆に、住民の参加なくして地域包括ケアシステムの実現は成し得ません。このため、今後は、生活支援、介護予防、社会参加は一体となって推進されることが望まれます。具体的には、元気なうちはもちろん、要支援や要介護状態になっても地域で役割を持ち続けられる住民主体の活動の機会・場づくりを追求し、このことが生活支援や介護予防などの助け合い活動にも自然につながっていくという視点に立った取り組みが大切です（資料2参照）。

資料2

第109回市町村セミナー 三菱UFJリサーチ&コンサルティング資料

2. 地域包括ケアシステムにおける「地域づくり」のあり方

「住民の支え合いの仕組みづくり」を介護予防として発展

住民の支え合いの仕組みづくりは、見守りや安否確認、家事援助などを目的として、すでに各地域で行われてきたが、地域包括ケアシステム構築に向けては、この仕組みを、自立支援に資するよう発展させていく、という視点が重要。

自立支援に資する新しい住民の支え合いの仕組みづくりとは

■ 介護予防、生活支援、社会参加の融合

高齢者を「支える側・支えられる側」といった立場で区別するのではなく、介護予防・生活支援・社会参加を一体的に融合させることが、地域包括ケアシステム構築に向けた地域づくりの中核。
従来の介護予防にはなかった「社会参加」というキーワードを介護予防と融合させる。

■ 新たな担い手確保による提供量の拡大

“多様な”活動が展開することで、今後増加が見込まれる生活支援ニーズに対応する新たなサービス提供の担い手が生み出される。

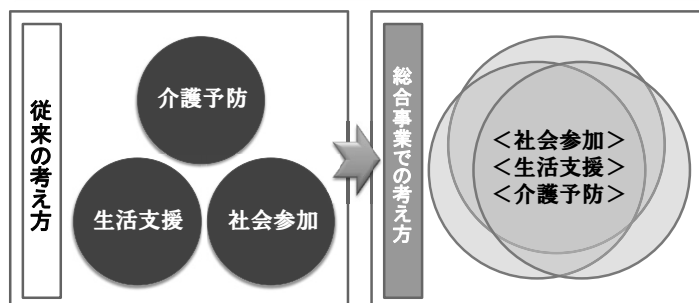
■ 高齢者の状態に支援を合わせる体制づくり

支援の内容に合わせて、一次予防、二次予防、予防給付と高齢者が動く仕組みから、高齢者の状態に合わせて支援の内容を柔軟に変化させる仕組みへの転換。

■ 年齢や心身の状況等によらず、生きがい・役割をもって生活できる住民主体のネットワークの形成

“多様な”活動を、“身近な地域で”展開することで、①住民の顔見知りの関係による参加しやすさを意識し、②加齢等により心身の状況等が変化しても参加し続けることのできる住民主体のネットワークを充実。

介護予防・生活支援・社会参加の融合



Mitsubishi UFJ Research and Consulting

生活支援等サービスには、既存の介護サービス事業者による現行の訪問介護・通所介護相当のサービス、民間企業によって市場を通じて提供されるサービスなどもありますが、それ以外は主に地域住民による活動となります。中長期的な視点に立って地域住民による活動を豊かにしていくことが、生活支援・介護予防の基盤となる地域の福祉力を形成することにつながります。

地域住民による活動を支えるものは、地域で人と関わり、役割を発揮したいというニーズや、同じ住民としての共感やお互い様という意識、自分たちの地域を自分たちで支えようという自治の意思であったりします。そうした意識や行動をつくり出していくために、住民に介護の問題を積極的に投げかけ、住民自身で何をしていくか話し合い、活動を生み

出すことができるよう、コーディネーターや協議体はワークショップなどの場づくり・仲間づくり・組織づくりを支援し、活動の運営についても一緒に考えていく必要があります。地域住民と共に考えていくというプロセスを経る中で、地域住民自身が生活支援等サービスに取り組む重要性を自然に認識し、生き生きと主体的に参加していく行動につながっていくと考えています。それが地域の福祉力となります。

行政に頼まれたから協力してやっているだけという意識での活動、自発性や仲間関係がない、自分たちの企画に基づかない活動は長続きしませんし、地域からの参加や支援の広がりも期待できません。

利用者も、住民による活動の支援を受ける時には、消費者としてお客様のようにサービスを利用するのではなく、担い手のそのような意識を十分理解して「助けられ上手」になれるよう、コーディネーターや協議体も活動の意義についてよく伝えていくことが必要です。また、要支援等の状態になっても、例えば、サロンなどの場に、利用者というよりも担い手として参加しながら、運営の役割の一部を担ったり、他の利用者を支えたり、みんなと一緒に地域活動に参加したりすることが日々の喜びや生活の張りにつながります。

介護サービス事業者や専門職も、住民の活動を資源の一つとだけ考えて、して欲しいことを伝えるだけという形では住民活動との協働はできません。フォーマルなサービスでは対応できない柔軟な支援を実施すること、支えられる側・支える側の区別があまりないことで豊かな関係性や役割が持てることなど、住民による活動の意義を十分理解することが必要です。また、地域ケア会議等の場にも住民に参画してもらい、何ができるか一緒に考える場を重ねるよう、コーディネーターや協議体は地域包括支援センター等に働きかけていく必要があります。

(3) 地域社会の持続可能性

生活支援等サービス、介護保険サービスは、地域社会の持続性に深く関わります。まず、サービスが存在することで高齢者の生活が成り立ち、それによって地域社会が維持されるという面です。同時に、地域社会の人的・財政的な資源の制約がある中で、生活支援等サービス、介護保険サービスが持続可能なものとなることも、地域社会の持続性に大きく影響します。このことは、まさに住民が自分たち自身の問題として受け止め、自分たちでできることを考えてもらうべき事柄です。

生活支援等サービスに参画することをきっかけに、時間や労力を持ち寄ってできることは自分たちで行い、同時に、公的な財源や制度を上手に使いこなすことができる住民の力が高まっていくよう取り組むことが望まれます。

2. 地域包括ケアシステムにおけるコーディネーターと協議体の位置づけ

(1) コーディネーターの役割と配置

① ガイドラインにおけるコーディネーターの位置づけ

「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）では、コーディネーターと協議体は以下のとおり位置づけられています。

(生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）)

- 高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネーター機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者を「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」（以下「コーディネーター」という。）とする。

(協議体)

- 市町村が主体となり、各地域におけるコーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワークを「協議体」とする。

(コーディネーターと協議体によるコーディネート機能の考え方)

- 日常生活ニーズ調査や地域ケア会議等により、地域の高齢者支援のニーズと地域資源の状況を把握していくことと連携しながら、地域における以下の取組を総合的に支援・推進。
 - ① 地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起
 - ② 地縁組織等多様な主体への協力依頼などの働きかけ
 - ③ 関係者のネットワーク化
 - ④ 目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一
 - ⑤ 生活支援の担い手の養成やサービスの開発（担い手を養成し、組織化し、担い手を支援活動につなげる機能）
 - ⑥ ニーズとサービスのマッチング
- コーディネート機能は、概ね以下の3層で展開されることが考えられるが、生活支援体制整備事業は第1層・第2層の機能を対象とする。
 - ・第1層 市町村区域で①～⑤を中心に行う機能
 - ・第2層 日常生活圏域（中学校区域等）で、第1層の機能の下、①～⑥を行う機能
 - ・第3層 個々の生活支援・介護予防サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能

ガイドラインでは、コーディネーターの目的・役割・配置等について以下のとおり示しており、地域における生活支援サービスの充実と介護予防（高齢者の社会参加）の推進という2つの視点を併せ持った活動が重要であるとし、地域包括支援センターとの連携を前提に配置することとしています。

(2) コーディネーターの目的・役割等

① コーディネーターの設置目的

市町村が定める活動区域ごとに、関係者のネットワークや既存の取組・組織等も活用しながら、上記のコーディネート業務を実施することにより、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進することを目的とする。

② コーディネーターの役割等

- ・生活支援の担い手の養成、サービスの開発
- ・関係者のネットワーク化
- ・ニーズとサービスのマッチング

③ 配置

地域包括支援センターとの連携を前提とした上で、配置先や市町村ごとの配置人数等は限定せず、地域の実情に応じた多様な配置を可能とする。

④ コーディネーターの資格・要件

地域における助け合いや生活支援・介護予防サービスの提供実績のある者、または中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者。

※特定の資格要件は定めないが、市民活動への理解があり、多様な理念をもつ地域のサービス提供主体と連絡調整できる立場の者であって、国や都道府県が実施する研修を修了した者が望ましい。

※コーディネーターが属する組織の活動の枠組みを超えた視点、地域の公益的活動の視点、公平中立な視点を有することが適当。

⑤ 費用負担

人件費、委託費、活動費用については、地域支援事業の包括的支援事業（生活支援体制整備事業）の対象

② 第1層、第2層、第3層の考え方

コーディネーターは、第1層は市町村全域を、第2層は日常生活圏域（中学校区域等）を対象に、生活支援の担い手の養成やサービスの開発等の資源開発、関係者のネットワーク化の推進、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等を主たる役割とします。

一方、第3層のコーディネーターは、サービス提供主体に置かれ、当該サービス提供主体での利用者と提供者のマッチング（利用者へのサービス提供内容の調整）という役割に特化されます。

なお、第1層と第2層は、基本的には第1層が広く第2層がその一部という関係にありますが、市町村内に日常生活圏域が1つのみのような小規模な自治体等にあっては、第1層と第2層を区別する意味に乏しく、「第1層＝第2層」という形になります。

一方、第3層は必ずしも第2層の一部であるとは限りません。活動圏域が広いサービス提供主体の場合は、複数の第2層の圏域にまたがって活動が行われたり、時には第1層の圏域を超えた活動が行われたりすることも考えられます。

第1層と第2層のコーディネーターが連携しながら、まずは地域の生活支援サービスの

資源の把握を行うことが重要ですが、その際は厚生労働省が運用する介護サービス情報公表システム等を活用して、地域資源の見える化を行うことが有効であると考えます。

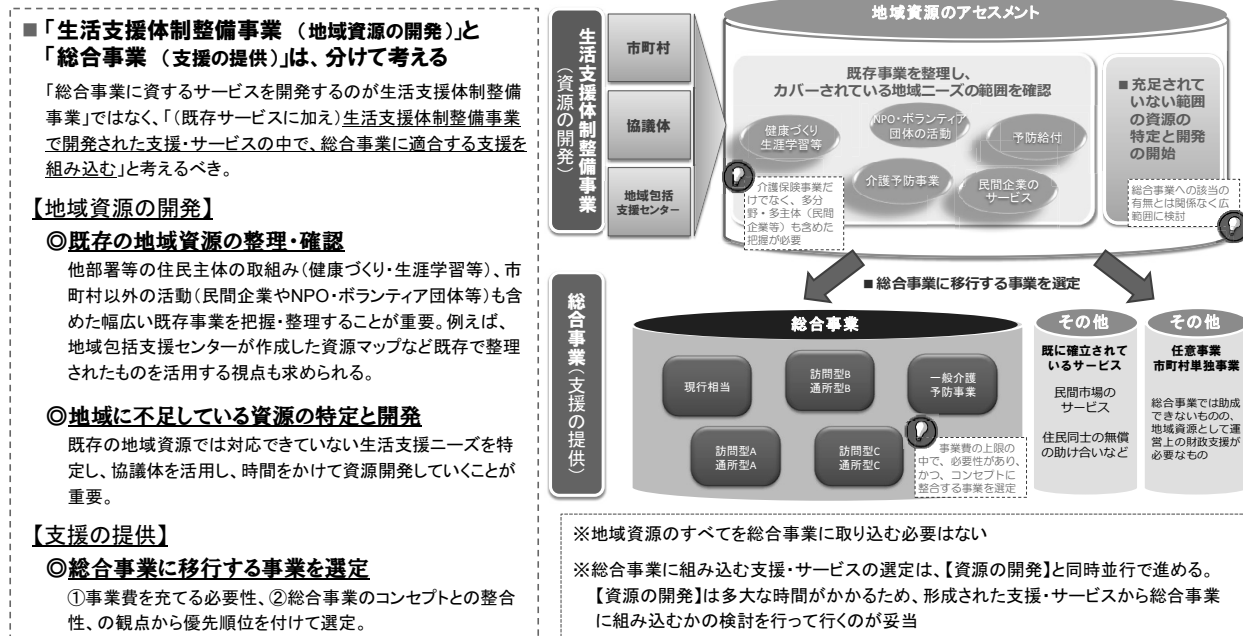
③ 第1層及び第2層のコーディネーターの役割

第1層及び第2層のコーディネーターの活動は、市町村全域及び日常生活圏域（中学校区域等）において利用者のニーズに合った生活支援等サービスが行われるように、既存の資源を把握し、地域に不足するサービスの創出やサービスの担い手の養成等の資源開発や関係者間の情報共有やサービス提供主体間の連携の体制づくりなどのネットワーク構築を進めることに重点が置かれます。

具体的には、地域ケア会議や協議体等の協議を通じて、不足していることが明らかにされたサービスや住民主体の助け合い等について、市町村や地域包括支援センター等と連携して、既存の組織にサービスや活動を開始するよう働きかけたり、新たな組織の設立を支援したり（立ち上げ支援）といったサービス・資源の開発活動を行います。サービスの開発については、ニーズに対応するサービス全てを新しく開発する必要はなく、既に存在し利用できる地域資源については、その活用を図ることが重要な視点であり、また、そのサービスが総合事業へ該当するか否かを問わず、広範囲に渡って検討する必要があります。既存のサービスに加え、このような視点で開発されたサービスの中で、事業費を充てる必要性や総合事業のコンセプトとの整合性の観点等から総合事業に適合するサービスを組み込むと考えることが重要です。それには、まず前提として、既存の地域資源の整理・確認が必要で、市町村の福祉分野以外の部署等が所管する健康づくりや生涯学習等の取り組みや市町村以外の活動（民間企業やNPO・ボランティア団体等）も含めた幅広い既存事業を把握・整理することが重要であり、例えば、地域包括支援センターが作成した資源マップなど既存で整理されたものを活用することも有効です（資料3参照）。

4. 「地域資源の開発」と「支援の提供」を分けて考える

<「地域資源の開発」と「支援の提供」>



また、地域ケア会議の活用も重要です。地域ケア会議は、個別のケースについて、多職種、住民等の地域の関係者間で検討を重ねることにより、地域の共通課題を関係者間で共有し、課題解決に向け、関係者間の調整、ネットワーク化、新たな資源開発、さらには施策化をボトムアップで図っていく仕組みであり、生活支援等サービスを図っていくうえで、コーディネーターや協議体の仕組みと連携しながら、積極的に活用を図っていくことが望ましいと考えています。例えば、地域ケア会議にコーディネーターが参加するなど地域の実情に応じた連携した取り組みを進めていただきたいと考えています（資料4参照）。地域ケア会議を活用した資源開発（サービス開発）の事例につきましては、ガイドラインにおいて石川県津幡町の事例を紹介しているのでご参照ください。

資料4

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案」についてのQ&A【9月30日版】・抜粋

第3 生活支援・介護予防サービスの充実

問11 地域ケア会議と協議体との連携についての記載があるが、どのような関係なのか。構成メンバーは共通するものではないか。

(答)

1 地域ケア会議については、多職種による個別事例の検討を通じ、高齢者の自立に資するケアプランにつなげていくとともに、個別事例の検討を積み重ねることで、地域課題を発見し、新たな資源開発などにつなげていくもの。

このように地域ケア会議については、地域資源の把握・開発という側面で協議体の取組をサポートするものであることから、ガイドライン案でお示しているとおり、「生活支援・介護予防サービスの充実を図っていく上で、コーディネーターや協議体の仕組みと連携しながら、積極的に活用を図っていくことが望ましい」と考えており、例えば、地域ケア会議にコーディネーターが参加するなど地域の実情に応じた連携した取組を進めていただきたいと考えている。（なお、ガイドライン案において地域ケア会議によるサービス開発の事例も紹介している。）

2 地域ケア会議は、個別事例の検討を通じて医療関係職種などを含めた多職種協働によるケアマネジメント支援を行うことが基本である一方、協議体は、多様なサービス提供主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進することとしている。このように性格等は異なるが、協議体の構成メンバーは、地域ケア会議のうち、地域包括支援ネットワークを支える職種・機関の代表者レベルが集まり、地域づくり・資源開発、政策の形成の観点から議論する市町村レベルの会議と一般的には一部重複することも想定されるので、例えば、小規模な自治体では両者を連続した時間で開催する等により効率的な運営を図っていただければと考えている。

さらに、サービス提供主体の活動が安定的に継続・発展できるように、生活支援サービスに係るボランティア等の担い手に対する養成研修やスキルアップの研修を行うなど、活動が継続できる基盤整備を進めます。研修の開催経費については、地域支援事業の包括的支援事業における生活支援体制整備事業の対象となります。加えて、一定程度専門的な生活支援サービスや市町村を跨ぐ広域的な活動の場合など、単独の市町村だけでは養成が困難なものについては、「地域医療介護総合確保基金」を活用して、広域的な観点から都道府県等がその養成を行うこともできます。

なお、こうした担い手の養成研修を実施する際には、市町村や地域包括支援センター、中間支援組織（NPO支援センターや社会福祉協議会等のボランティア・市民活動センター、ホームヘルプ・移動・食事サービス等の特定領域における生活支援サービスの連絡会組織）等と連携することが望まれます。

また、担い手に対する養成研修のカリキュラム等については、ガイドラインにカリキュラム案を例示するとともに、岐阜県大垣市及び神奈川県鎌倉市の参考事例を掲載していますので、研修等を企画するうえで参考にしてください。

第1層のコーディネーターは、こうした活動全体を通じて、行政との調整や橋渡しを行うことも重要な役割となります。

第2層のコーディネーターには、上記のような役割のほか、地域包括支援センターと連携して圏域内にあるサービス提供主体を把握したうえで、サービスの利用を希望する者や居宅介護支援事業所に情報提供したり、地域の支援ニーズとマッチングしたりするといった活動を行います。とりわけ地域住民による自発的な活動は、同じ地域住民としての共感に基づいて活動が行われているため、単にサービスを利用するといった感覚で利用者や事業所が認識すると、担い手の活動意欲が損なわれかねません。このため、サービス利用を調整する場面において、利用者や事業者・専門職等が住民による活動の意義や特性をよく

理解できるように啓発し、橋渡しする役割も重要となります。

④ 第3層のコーディネーターの役割

第3層のコーディネーターは、サービス提供主体に所属し、利用者が当該提供主体のサービスを利用する際に、日時・支援内容等を具体的な内容を調整する役割が主となります。具体的には、サービス利用についての利用者の意向を把握し、担い手を手配するといった活動を行います。

生活支援等サービスが地域を担うのであれば、利用者を専らサービスの受け手として支援されるだけの立場と考える、「支援計画」の発想からは脱却する必要があります。利用者である高齢者の多くは、部分的には他者の手助けが必要ですが、まだ元気で、自身でできることがたくさんあるような方々ですので、利用者としてではなく活動の担い手として参加しながら支えられることも十分考えられます。地域の居場所や地域活動等の中で担える役割を見出して、その人にあった役割づくり・活動しやすい環境づくりをすることも第3層のコーディネーターの重要な役割です。

⑤ コーディネーターの配置の考え方

ガイドラインでは、コーディネーターの設置目的にある「既存の取組・組織等も活用しながら」や協議体の設置主体にある「既に類似の目的を持ったネットワーク会議等が開催されている場合は、その枠組みを活用することも可能」など、今あるものを活かすという視点に言及しています。この視点にあるように、地域でこれまで生活支援等サービスを提供してきた団体や、住民の活動を支援してきた中間支援組織等の役割は重要です。それらと無関係に、行政がトップダウンで新たに独自の仕組みをつくることは望ましくありません。

同時にガイドラインでは、協議体について「特定の事業者の活動の枠組みを超えた協議が行われることが重要」としています。どこか特定の団体だけに行政が丸投げでお任せして特別な地位を与えることも避ける必要があります。これから求められる住民主体の自発的な活動や民間企業等によるサービスを創出し、生活支援サービスをどの地域にも面的に整備するような取り組みは、どの組織や団体にとっても新しい取り組みであると考えられるため、特定の人や団体が単体で推進できることではありません。だからこそ、コーディネーターを組織的に補完する協議体という仕組みが位置づけられているのです。

このことから、特に第1層・第2層のコーディネーターについては、地域における助け合いや生活支援等サービスの提供実績がある者、または中間支援等を行う団体等であって、地域の多様なサービス提供主体と連絡調整できるような立場の者をコーディネーターとして任用することが望ましく、地域の公益的活動の視点、公正中立な視点を有し、所属の団体の立場ではなく地域全体のために協働しながら役割を果たすようにしていくこと、そのために公的な位置づけを付与していくことが現実的です。

コーディネーターとして適切な者を選出するには、「特定の団体における特定の役職の者」というような充て職による任用ではなく、例えば、先に協議体を設置し、支援ニーズや地域資源の把握を通じたサービス創出に係る議論を行う中で、コーディネーターにふさわし

い者を協議体の中から選出するような方法で人物像を見極めたうえで選出することが考えられます（資料5及び6参照）。

資料5

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案」についてのQ&A【9月30日版】・抜粋

第3 生活支援・介護予防サービスの充実

問2 ガイドラインに記載されているコーディネーターの資格要件については、「市民活動への理解があり、多様な理念をもつ地域のサービス提供主体と連絡調整できる立場の者」や「コーディネーターが属する組織の活動の枠組みを超えた視点、地域の公益的活動の視点、公平中立な視点を有する」等とされているが、具体的にはどのような職種や立場の者を想定しているのか。また、常勤・非常勤、臨時職員やボランティアなどについて具体的な想定があるか。

(答)

1 コーディネーターについては、ガイドライン案では

- ・「職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとする予定であるが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要」
- ・「地域における助け合いや生活支援サービスの提供実績のある者、または中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者」
- ・「国や都道府県が実施する研修を修了した者が望ましい」

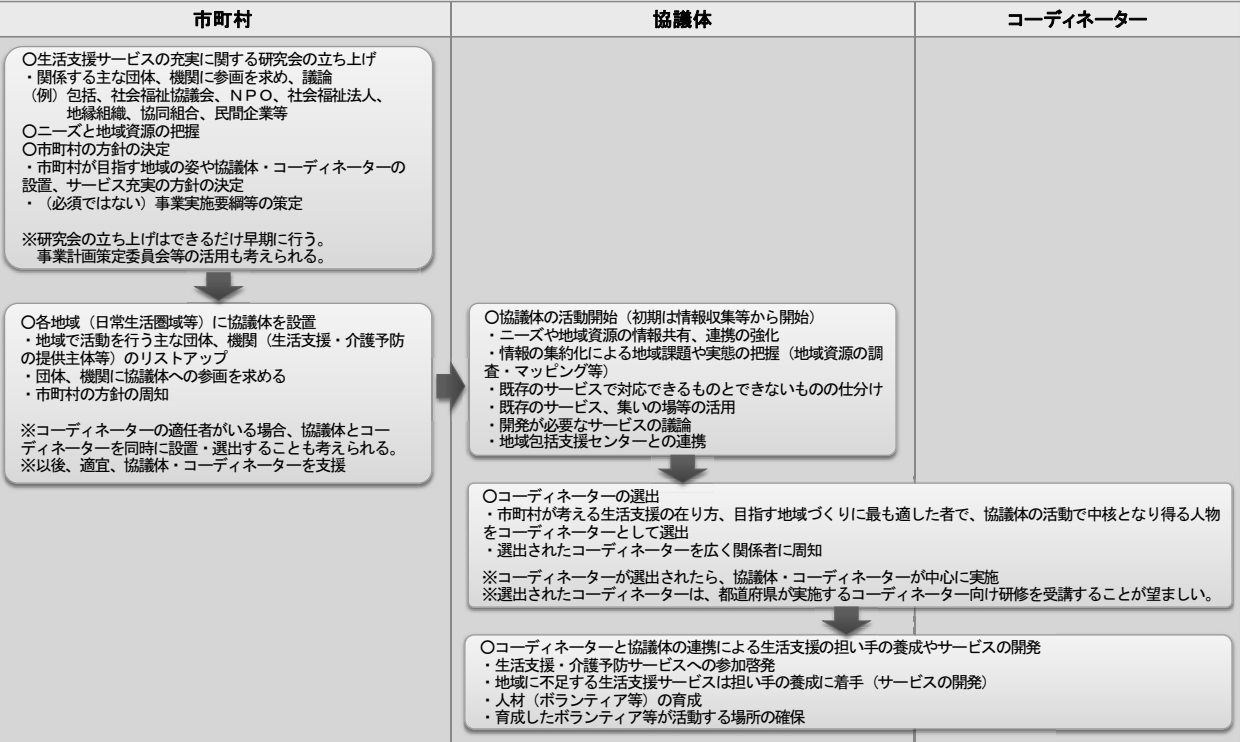
などしつつ、あわせて好事例などもお示しているところ。

2 このようにコーディネーターは、常勤・非常勤、臨時職員やボランティアなどの雇用形態等については問わず、職種、配置場所、勤務形態等については、地域の実情に応じて、さまざまな可能性があると考えており、その役割であるボランティア等の生活支援の担い手の養成、住民主体の通いの場の設置等サービスの開発等を効果的に実施できるようにするといった観点から検討して、選出していただくことが重要である。市町村において、例えば、協議体とも連携し、市町村が考える生活支援の在り方、目指す地域づくりに最も適した者で、協議体の活動で中核となりうる人物を選出するなど、適切に判断されたい。

資料6

「コーディネーター」及び「協議体」設置・運営に係るフロー（例）

「コーディネーター」と「協議体」の設置の手法については、地域の実情によって様々であると考えられるが、一例として、市町村が各地域（日常生活圏域・第2層）において協議体を立ち上げ、協議体のメンバーの中から第2層のコーディネーターを選出する事例を想定し、大まかな流れを示す。



※上記資料6については、神奈川県平塚市をモデルに作成したものであり、神奈川県平塚市の取り組みは当該テキストの参考資料(p.119)においても自治体の先進事例としてお示ししているので、具体的な協議体の設置及びコーディネーター配置までの流れについては、参考資料を参照してください。

コーディネーターには、資源開発、ネットワーク構築、支援ニーズと取組のマッチング等多くのコーディネート機能が期待されることもあり、基本的には「地域の人材」を新たに配置することを想定しています。ただし、経験や実績のある人材の確保・活用の観点や小規模な自治体など自治体の状況に応じた取り組み推進の観点から、市町村職員や地域包括支援センターの職員等が担当することを必ずしも妨げるものではありません(資料7、8参照)。

なお、生活困窮者対策の相談支援員、主任相談支援員や、社会福祉協議会のコミュニティーソーシャルワーカー(地域福祉コーディネーター)のような職種にあっても、同様の観点から、必要に応じて兼務することも可能であるとしていますが、基本的には新たにコーディネーターを配置し、これら職種等とも連携し、地域のネットワークを活かして取り組んでいただきたいと思います。

また、兼務した場合に、その人件費にそれぞれの補助金・負担金を財源として充当することは差し支えないですが、補助金等の適正な執行の観点から、それぞれの補助目的にそった支出が求められますので、業務量等により按分するなど、区分経理を行えるようにすることが必要です(資料9参照)。

資料7

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案」についてのQ&A【9月30日版】・抜粋

第3 生活支援・介護予防サービスの充実

問6 地域包括支援センターに、コーディネーターを配置する場合は、現在の地域包括支援センターの職員のほかに配置する必要があるのか。業務に支障が無い場合は兼務しても差し支えないか。

(答)

- 1 コーディネーターについては、ガイドライン案では
 - ・「職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとする予定であるが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要」
 - ・「地域における助け合いや生活支援サービスの提供実績のある者、または中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者」などとしているところ。
既存の職員が兼務することを否定するものではないが、地域包括支援センターの職員の業務量等の現状を踏まえれば、基本的には地域の人材をコーディネーターとして新たに配置することを想定している。

- 2 なお、新たに配置するコーディネーターの職種や配置場所については、地域の実情に応じて柔軟に設定していただければよいと考えているが、生活支援の担い手の養成、サービスの開発等を行うコーディネーターの役割を効果的に果たすことができる職種や配置場所を、市町村が中心となつて、例えば、協議体とも連携しつつ、幅広く検討していただきたいと考えている。

問7 コーディネーターを、市町村の職員が兼務して実施することは可能か。

(答)

- 1 前問の回答で記載したとおり、基本的には地域の人材をコーディネーターとして新たに配置することを想定しており、既存の市町村の職員が兼務することは想定していない。

資料8

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案」についてのQ&A【1月9日版】・抜粋

第3 生活支援・介護予防サービスの充実

問4 平成26年9月30日版Q&A(P22 問7)では、市町村の職員がコーディネーターになることは想定していない旨の記述があったが、先進事例として紹介されている平塚市の福祉村では、市職員が第1層（市町村区域）のコーディネーターの役割を担っているとある。Q&Aの「想定していない」とはコーディネーターとなることができないということか。

（答）

- 1 コーディネーターについては、ガイドライン案では
・「職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとする予定であるが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要」
・「地域における助け合いや生活支援サービスの提供実績のある者、または中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者」
などとしているところ。
- 2 このように基本的には地域の人材をコーディネーターとして新たに配置することを想定しているところ、新たに人員を配置することに対する財政支援を想定し、平成26年度から予算を確保してきており、そのような観点から平成26年9月30日付けのQ&Aでは既存の市町村の職員が兼務をすることは想定していないと回答した。コーディネーターとして市町村職員を配置することについて全て否定するものではなく、コーディネーターの役割が十分に果たせる者の任命について、市町村は、協議体とも連携しつつ、十分に検討していただきたいと考えている。

資料9

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案」についてのQ&A【9月30日版】・抜粋

第3 生活支援・介護予防サービスの充実

問3 コーディネーターは、生活困窮者対策の相談支援員、主任相談支援員や、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）のような他職種と兼務することは差し支えないか。また、兼務が可能であった場合、それぞれの職種について、別々の財源を充当することは可能か。

（答）

- 1 生活支援の担い手の養成、サービスの開発等を行うコーディネーターについては、生活困窮者対策の相談支援員、主任相談支援員や、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）等とも連携し、地域のネットワークを活かして、取り組んでいきたいと考えているが、経験や実績のある人材の確保・活用の観点や小規模な自治体など自治体の状況に応じた取組の推進の観点から、必要に応じて他職種と兼務することも可能である。
- 2 両者を兼務した場合に、その人件費にそれぞれの補助金・負担金を財源として充当することは差し支えないが、それぞれの補助目的にそった支出が求められることとなるため、業務量等により按分し、区分経理を行えるようにすることが必要だと考える。

（2）協議体の役割と設置

① ガイドラインにおける協議体の考え方

ガイドラインでは、協議体について次のように示しています。

(3) 協議体の目的・役割等

① 協議体の設置目的

生活支援・介護予防のサービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画が求められることから、市町村が主体となって、「定期的な情報の共有・連携強化の場」として設置することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働によるサービスや資源開発等を推進することを目的とする。

② 協議体の役割等

- コーディネーターの組織的な補完
- 地域ニーズの把握（アンケート調査やマッピング等の実施）
- 情報の見える化の推進
- 企画、立案、方針策定を行う場
- 地域づくりにおける意識の統一を図る場
- 情報交換の場
- 働きかけの場

（例）

- ・地域の課題についての問題提起
- ・課題に対する取組の具体的協力依頼
- ・他団体の参加依頼（A団体単独では不可能な事もB団体が協力することで可能になることも）

③ 協議体の設置主体

市町村が地域の関係者のネットワーク化を図り、協議体を設置する。

※ 地域の実情に応じた様々なネットワーク化の手法が考えられるため、既に類似の目的を持ったネットワーク会議等が開催されている場合は、その枠組みを活用することも可能。協議体については、市町村に事務局をおかないことも考えられ、地域の実情に応じた形で実施可能。

※ 特定の事業者の活動の枠組みを超えた協議が行われることが重要であり、例えば、当面は、市町村が中心となって協議の場を設けるなどし、関係者間の情報共有を目的とした緩やかな連携の場を設置することも一つの方法。

④ 協議体の構成団体等

- ・行政機関（市町村、地域包括支援センター等）
- ・コーディネーター
- ・地域の関係者（NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター等）

※ この他にも地域の実情に応じて適宜参画者を募ることが望ましい。

⑤ 費用負担

人件費、委託費、活動費用については、地域支援事業の包括的支援事業（生活支援体制整備事業）の対象

このように協議体は、特定の事業者の活動の枠組みを超えた公の視点に立ち、様々な主体の参画を得て、地域の課題やニーズを共有し、地域づくりの目的や方針の共通認識を作り（規範的統合）、協働して資源開発等を進める場であり、コーディネーターの活動に組織的な裏付けを与えるものと位置づけられています。

なお、協議体は、コーディネーターと同様、第1層の市町村全域と、第2層の日常生活圏域（中学校区域等）のレベルに置くことを想定しています。

また、多様な主体が参画する協議体においては、資源開発等を行っていくうえで、マッピング等により地域のニーズや資源を目に見える形で整理することが有効であり、介護サービス情報公表システム等を積極的に活用すべきであると考えます。

② 協議体の役割

協議体に期待される機能は、ガイドラインにも示されているとおり、コーディネーターの組織的補完、アンケート調査やマッピング等の実施による地域ニーズの把握、情報の見える化の推進、地域づくりにおける意識の統一を図る場（規範的統合）、情報交換や働きかけの場等です。

まずは、協議体の構成メンバーが、それぞれ把握している地域の課題や足りないサービス等について定期的に情報交換を行い、それを元にどのような地域づくりを行うか議論することが重要です。その際には、例えば、ワークショップ形式で構成メンバーから出された多様な意見をまとめて整理し、議論を展開していくことが望まれます。こうした方法等を活用しながら議論を重ね、協議体の構成メンバーにおいて地域づくりに向けた意識の統一を図り、地域における合意形成を促進するとともに、合意された方向に基づいて、コーディネーターが中心となってサービス開発等へ向けた活動を行うことになります。

また、サービスを開発するためには、前提としてサービスを担う住民組織等の立ち上げ支援・活動支援策や、住民活動の意義や特性を地域包括支援センターや居宅介護支援事業所が十分理解し協働できるように住民主体の活動を支援計画に位置づけていくうえでのルールなどを検討することも必要です。

協議体の運営主体（事務局をどこに設置するか）については、特に定めはなく、地域の実情に応じて柔軟に設置することが可能ですが、資料6（p.13）のように協議体が設置され、その後にコーディネーターが選出されるような場合においては、協議体（または協議体立ち上げのための研究会等）の立ち上げの当初は市町村が事務局の機能を果たし、構成メンバーがある程度揃い、コーディネーターが選出される頃には、徐々に市町村は運営についての関与を緩め、最終的にはコーディネーターが中心となって構成員が主体的に運営することが望ましいと考えています。

③ 協議体の設置

前述のとおり、協議体は、第1層の市町村全域と、第2層の日常生活圏域（中学校区域等）のレベルに置くことを想定しており、市町村が地域の関係者のネットワーク化を図り設置します。協議体を構成するメンバーとして想定されるのは、市町村、地域包括支援セ

ンター等の行政機関、コーディネーターのほか、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター等の地域の関係者が挙げられ、この他にも地域の実情に応じて適宜参加者を募ることが望ましいと考えています。なお、既に地域で移動・食事サービス等の生活支援等サービスを実施しているNPOやボランティア団体等も参画いただくことが望ましいと考えています。これらの団体は、既に地域において実際の活動をしていることから、地域のニーズをよく把握しているためです。また、住民主体の活動を広める観点から、特に第2層の協議体には、地区社会福祉協議会、自治会、町内会、地域協議会等の地域で活動する地縁組織や意欲のある住民が構成メンバーとして加わることが望ましいと考えています。第2層の協議体においては、地域で活動する住民等とコミュニケーションをとりながら、より具体的な地域ニーズの把握や、担い手の発掘・養成、担い手同士の交流の場づくりをすることなどが求められます。

また、生活支援体制整備事業は、市町村の生活支援等サービスの体制整備を目的としており、介護保険でのサービスのみならず、市町村実施事業や民間市場、あるいは地域の支え合いで行われているサービスを含めて市町村内の資源を把握し、保険外のサービスを促進しつつ、互助を基本とした生活支援等サービスが創出されるような取り組みを積極的に進める必要がありますので、配食事業者、移動販売事業者等、地域の高齢者の生活を支えるうえで必要不可欠な民間企業にも地域の実情に応じて参画いただくことを想定しています。

さらに、家族等の介護者を支援する介護者支援の視点も重要であり、介護者の負担軽減等を図るため、介護者支援に取り組む中間支援組織等も構成メンバーに加えることも望ましいと考えます。

なお、協議体は必ずしも当初から全ての構成メンバーを揃える必要はなく、例えば、協議体の機能を有するような既存の会議等も積極的に活用しつつ、まずは最低限必要なメンバーで協議体を立ち上げ、徐々に構成メンバーを増やしていくといった方法も有効です(資料10参照)。協議体の設置の手法は、地域の状況によって様々であると考えられますが、いきなり協議体として立ち上げるのではなく、市町村が主体となり、関係する主な団体、機関に参画を求め、まずは第1層レベルで生活支援等サービスの充実に関する協議体の立ち上げのための研究会等を立ち上げることが望ましいと考えています。この研究会等についても、まずは最低限必要なメンバーで立ち上げ、市町村が目指す地域の姿や協議体・コーディネーターの設置、サービスの充実の方針等を議論する途上で、必要に応じて構成メンバーを加えていく方法が有効であると考えています。ただし、行政機関のみで構成されているような内部の検討会等では「最低限必要なメンバー」とは言えず、少なくとも1つは行政機関以外の外部の団体、機関に参画いただくことが必要です。

資料10

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案」についてのQ&A【11月10日版】・抜粋

第3 生活支援・介護予防サービスの充実

問4 協議体の設置を推進することだが、どのようなメンバーに声がけをすれば良いか。民間企業にも積極的に参加してもらうのか。

(答)

- 1 協議体については、ガイドライン案・3「(3) 協議体の目的・役割等」④「協議体の構成団体等」にもお示ししているとおり、市町村、地域包括支援センター等の行政機関、生活支援コーディネーターのほか、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター等の地域の関係者で構成されることを想定しており、この他にも地域の実情に応じて適宜参加者を募ることが望ましいと考えている。
- 2 また、生活支援体制整備事業は、市町村の生活支援・介護予防サービスの体制整備を目的としており、ガイドライン案・2にもお示ししているとおり、介護保険制度でのサービスのみならず、市町村実施事業や民間市場、あるいは地域の支え合いで行われているサービスを含めて市町村内の資源を把握し、保険外のサービスの活用を促進しつつ、互助を基本とした生活支援・介護予防サービスが創出されるような取組を積極的に進める必要がある。
したがって、配食事業者、移動販売事業者等、地域の高齢者の生活を支える上で必要不可欠な民間企業にも地域の実情に応じて参画いただくことを想定している。

(参考)

総合事業のケアマネジメントでは、ケアマネジメントのプロセスを評価することとしており、ケアマネジメントの結果、保険外の民間企業のサービスのみの利用となり、その後のモニタリング等を行わない場合についても、アセスメント等のプロセスに対し、ケアマネジメント開始月分のみ、事業によるケアマネジメント費が支払われる。

- 3 いずれにしても、地域の資源開発や多様な主体のネットワーク化等を図るため、協議体の設置を早期に行うことが重要であり、例えば、まず、協議体の機能を有するような既存の会議等も積極的に活用しつつ、最低限必要なメンバーで協議体を立ち上げ、徐々にメンバーを増やしていくなどといった方法も有効であると考えている。

また、生活支援体制整備事業の実施にあたっては、協議体の立ち上げのための研究会等を立ち上げて、生活支援ニーズの把握やサービス開発に資する検討を行っている場合には、当初はコーディネーターの配置や協議体の設置がなされていなくとも、整備事業を実施していることとなります。整備事業を実施していれば、前述のような研究会等の開催経費等も事業費として計上することも可能になりますし、さらには地域資源の実態調査等の情報収集に係る経費や生活支援等サービスに係るボランティア等の担い手に対する研修等の実施経費も事業費として計上できますので、生活支援体制整備事業の早期実施は、地域の受け皿を整備するにあたっては非常に重要であると考えています。

2. 生活支援等サービスの体制整備における市町村の役割

ガイドラインでは市町村の役割について次のように言及しています。

- ① 市町村は、日常生活ニーズ調査や地域ケア会議等も活用し、地域の高齢者支援のニーズと地域資源の状況を把握した上で、それらの見える化や問題提起、地縁組織等多様な主体への協力依頼などの働きかけ、目指す地域の姿・方針の決定、共有、意識の統一を行う。また、地域の実情に応じた生活支援・介護予防サービスの体制整備の推進に向けて、「コーディネーター」を特定するとともに協議体の設置を進める。

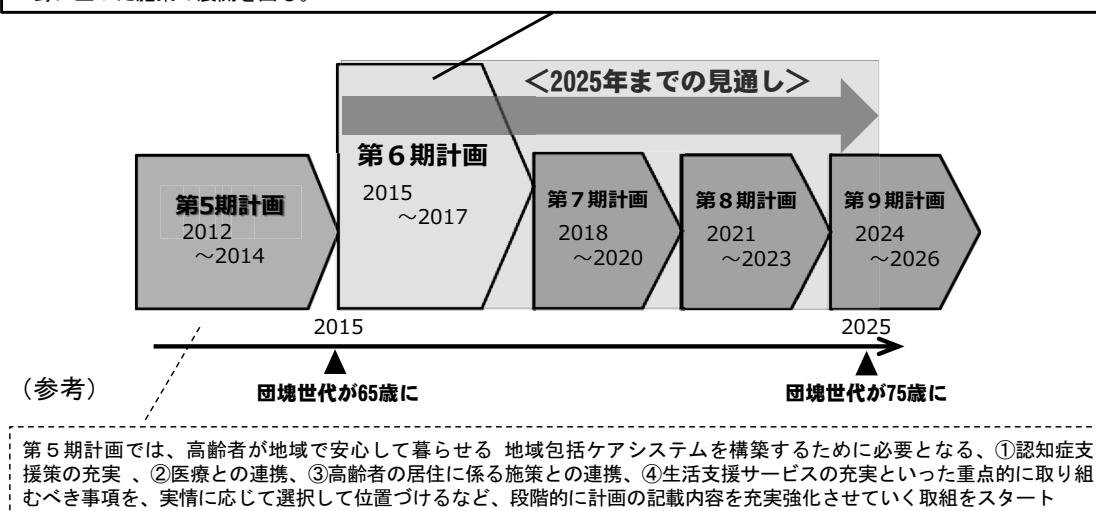
生活支援等サービスに限らず、地域包括ケアシステムを構築していくにあたって、市町

村は、介護サービス需要や財政等についての現状、見通しなどについての情報を積極的に住民に提供し、目指す地域づくりの方向性を住民と一緒に考えていくことが求められています。今般の介護保険制度改正の中で、2015 年度からの開始される第6期計画から 2025 年までの、サービス・給付・保険料の水準の中長期的な推計値について、市町村が介護保険事業計画において定めることを努力義務とした（介護保険法第117条第2項第3号）ので、この制度等も積極的に活用することが望まれます（資料11参照）。見える化、問題提起、規範的統合といった言葉は、こうした市町村の役割を説明したものです。

資料11

2025年を見据えた介護保険事業計画の策定

- 第6期計画以後の計画は、2025年に向け、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を承継しつつ、在宅医療介護連携等の取組を本格化していくもの。
- 2025年までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計して記載する（努力義務）こととし、中長期的な視野に立った施策の展開を図る。



生活支援等サービスについても、この役割に立ったうえで、基盤整備を推進していく必要があります。コーディネーターの配置や協議体の設置をするとともに、サービス開発や基盤整備の方向性を介護保険事業計画や地域福祉計画にも位置づけて、計画的に推進体制や基盤を整備します。

市町村は、コーディネーター（またはコーディネーターの候補者）に対して、都道府県が行う研修への参加、サービス開発や活動支援等についての事例検討等を通じたコーディネーターの相互研鑽の機会づくりなど、資質向上を支援する必要があります。また、生活支援体制整備についての行政側の担当者を明確にして、市町村職員及び地域包括支援センター職員として協議体の中に加わり、協議体等の場を通じて日常的にコーディネーターと意見交換を行い、その提案等を受け止めて行政庁内や関係団体の調整を行うなど、コーディネーターを孤立させず、行政として活動をバックアップする必要があります。

また、地域包括支援センターの役割ですが、ガイドラインに記載のとおり、コーディネ

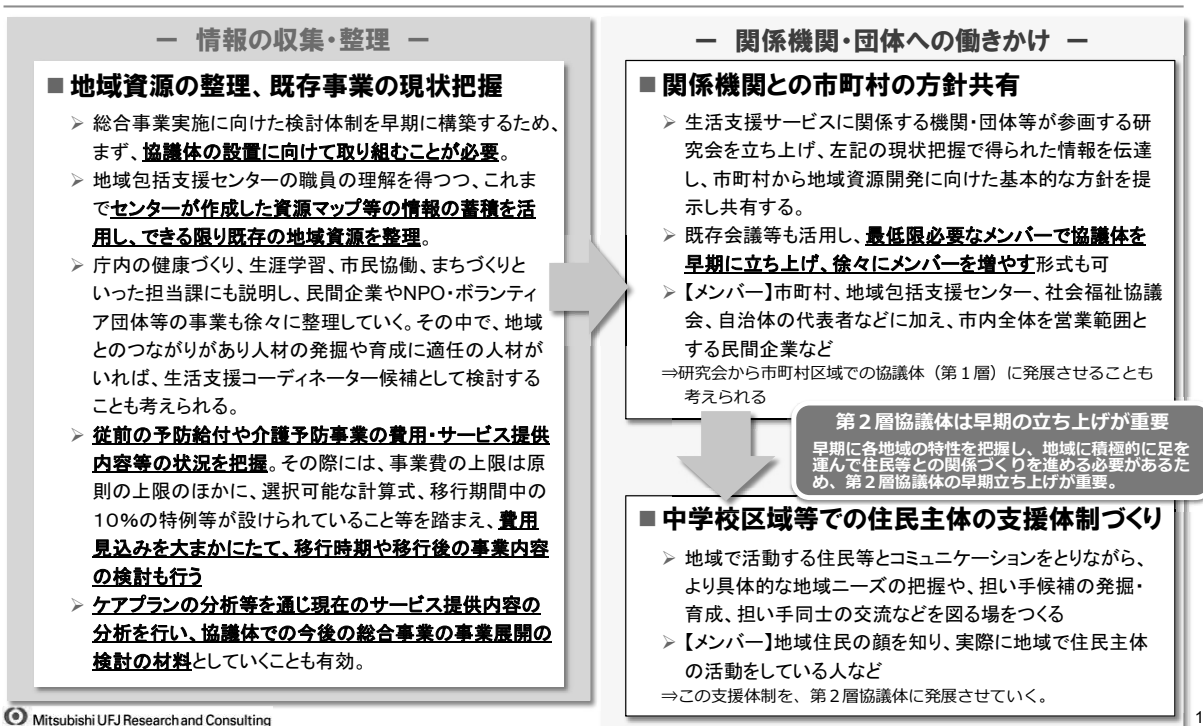
ーターの配置については「地域包括支援センターとの連携を前提にした上で」とされています。地域包括支援センターは、基本的には前述のとおり行政機関として協議体の構成メンバーとなることが想定され、コーディネーターの活動を支援する役割があると考えています。例えば、地域包括支援センターで作成した資源マップなどを協議体の中で共有し、既存の地域資源の整理・確認に役立てたり、地域ケア会議や介護予防ケアマネジメント分析等を通じて把握した地域課題等を協議体で共有し、資源開発の検討材料としたりすることが考えられます（資料12参照）。また場合によっては、コーディネーターそのものを地域包括支援センターに設置することも考えられます。

なお、第1層、第2層のコーディネーターの配置及び活動に係る経費や協議体の開催に係る経費、地域資源の実態調査等の情報収集に係る経費、生活支援サービスの担い手の養成研修等実施に係る経費等については、地域支援事業の包括的支援事業における生活支援体制整備事業の対象になります。

資料12

第109回市町村セミナー 三菱UFJリサーチ&コンサルティング資料

6. 市町村の役割 ～協議体の活動開始前に当面実施すべきこと～



住民主体の自発的な活動・組織を創出するには、まずは住民に対して地域づくりの合意形成を図る必要があります。市町村は、住民説明会の実施、市町村が発行する広報誌への掲載、普及啓発のチラシの配布等の方法で時間をかけて住民の合意形成を図ることが重要です。住民主体であっても、行政等からの指示に基づく「自発的ではない」活動・組織では、活動は決して長続きしません。住民自身がやりがいを感じ、やられ感がない自発的

な活動・組織を創出することが当該取り組みの重要な視点であると考えます。

そうして形成された住民主体の自発的な組織に対しては、遊休の公共施設等を活用した活動拠点の提供や、団体への補助（助成）等を通じたサービス提供型の第3層のコーディネーターの配置の促進など、効果的な活動支援策を講ずることも求められます。その際、介護予防・生活支援サービス事業において、「（住民主体の支援に対する）補助（助成）の対象や額等については、立ち上げ支援や、活動場所の借り上げ費用、間接経費（光熱水費、サービスの利用調整等を行う人件費等）等、様々な経費を、市町村がその裁量により対象とすることも可能とする」とのガイドラインの記載を踏まえ、活動の自発性を損ねないことに配慮しながら、活動拠点や間接経費（第3層のコーディネーターの活動費や人件費等を含む）の支援のあり方を活動団体とよく協議する必要があります（資料13参照）。

資料13

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案」についてのQ&A〔1月9日版〕・抜粋

第3 生活支援・介護予防サービスの充実

問3 第1層（市町村区域）及び第2層（中学校区域）における生活支援等サービスの提供体制構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）の体制整備については、包括的支援事業の活用が可能とあるが、第3層（個々の生活支援等サービスの事業主体）において利用者と提供者をマッチングする等を行う際には、総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」の活用が可能か。

（答）

1 第1層（市町村区域）及び第2層（中学校区域）における生活支援等サービスの提供体制構築に向け、①資源開発（地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の養成）や②ネットワーク構築（関係者間の情報共有等）等に係る人件費、委託費、活動費用等については、平成27年度以降は地域支援事業の包括的支援事業における生活支援体制整備事業の活用が可能としている。

2 一方、総合事業の介護予防・生活支援サービス事業において、住民主体の支援等で補助（助成）の方法で事業実施する場合には、サービスの利用調整等を行う人件費等の間接経費等を市町村の裁量により経費の対象とすることが可能である。

また、自発的な住民活動は本来介護分野だけに特化して活動しているわけではないため、介護施策の枠組みの範囲内で、そのためだけに都合よく活用しようとしてもうまくいきません。ガイドラインでも、「（地域のニーズが要支援者等のみに限定されるものではないことから）高齢者、障害者、児童等も含めた対象を限定しない豊かな地域づくりを心がけることが重要」「総合事業の実施にあたっては柔軟な事業実施に心がけるとともに、子育て支援施策や障害者施策等と連携した対応が重要」であるとしており、住民主体の支援等を実施していくうえで、「共生社会の推進」という観点が重要であるとされます。地域で発見された複合的な生活課題に対応できる包括的なケアシステムを他の福祉施策も含めて整備したり、行政としての庁内調整体制の明確化等、横断的な協働・支援体制づくりを進めたり、生涯学習部局と連携して住民の学習活動やまちづくりの参加を推進するなど、町内の縦割りを排除した部局横断的な取組による総合的な施策の展開が必要です。

3. 都道府県の役割

ガイドラインでは都道府県の役割について次のように言及しています。都道府県には、

人材育成、市町村への調整支援の役割が期待されています。

- ② 都道府県は、国が作成したコーディネーター養成カリキュラム、テキストを活用し、市町村で配置を予定している人材の研修を実施する。更に県内のコーディネーターのネットワーク化を進めるとともに、配置状況の偏在や地域事情等に配慮し、適宜市町村と調整する。

地域の諸団体と協力してサービスを開発していくコーディネーターとしての技量は、数日間の研修をすれば身につくものではありません（コーディネーターの養成イメージについては、資料14参照）。都道府県内各地での先進的な活動例を収集し研修で提供したり、活動開発等のプロセスや手法等について事例検討会を行ったりするなど、コーディネーター任用時の研修だけではなく、継続的・体系的な研修を整備することが求められます。特に第1層のコーディネーターは、市町村では第2層・第3層のコーディネーターの活動を支援する役割も担うため、第1層の相互研鑽や相談の場・仕組みを広域で設け、そのスキルアップや活動支援を行うことは都道府県の重要な役割です。なお、こういった研修等の開催経費についても、前述の「地域医療介護総合確保基金」を活用することができます。養成研修等を実施する際には、中間支援組織（NPO支援センターや社会福祉協議会等のボランティア・市民活動センター、ホームヘルプ・移動・食事サービス等の特定領域における生活支援サービスの連絡会組織）等と連携することが望めます。

また、市町村の職員は異動が頻繁であるため、生活支援等サービスの意義やコーディネーター等を支援する市町村職員の役割、他市町村の取り組み状況等について情報提供や研修等の支援を行うことが大切です。

資料14

コーディネーターの養成について(イメージ)

(1) コーディネーターの確保に向けた考え方

- 市町村におけるコーディネーターの確保にあたっては、全国的な活動水準の確保や計画的な育成の必要性を踏まえ、国において、研修カリキュラム・テキストの開発や広域的な範囲での養成研修の実施等を通じて、市町村等の取組を支援する。
- コーディネーターは、養成研修を受講した者が望ましいが、必ずしも研修受講を要件とするものではなく、コーディネーター就任後に養成研修を受講することも可能とする。

(2) コーディネーターの養成イメージ

<①. 各主体の役割>

- 国：研修カリキュラム・テキストの開発、中央研修の実施・運営
- 都道府県：中央研修の受講者の推薦、都道府県単位の研修を実施
- 市町村：都道府県研修の受講者の推薦、研修受講者を活用したコーディネーターの配置

<②. 研修体系>

- 中央研修（平成26～27年度）：全国から受講者（都道府県からの推薦）を集め、都道府県研修における講師を養成するための研修を実施
- 都道府県研修（平成27～29年度）：主に中央研修受講者が講師となり、各都道府県において地域医療介護総合確保基金を活用してコーディネーター養成のための研修を実施

<③. 研修の受講要件>

- 地域のニーズを踏まえたボランティア養成、サロンの立ち上げ等地域資源開発の実績がある者が望ましい。
- 既に地域でコーディネーター業務を担っている者が受講することを想定し、資格要件等は設けない。